

## 平成21年度アンケート調査結果の報告について

「医療行為の同意」については、平成17年に「成年後見制度改善に向けての提言」を公表した際に、社員を対象としたアンケートを実施したが、その意見は大きく分かれ「提言」としては「限定的同意権付与説」と「同意権否定説」の両論を併記し結論を出すには至らなかった。

そこで、当法人に「医療行為の同意検討委員会」を設置し、平成20年研究大会での発表、各ブロック会議での意見照会を踏まえて、別紙の通り「医療行為の同意についての中間報告書」をまとめ内外に公表した。

今後、各界の意見を取り入れ、さらに最終的な提言をまとめる予定であるが、この中間報告書をもとに当法人の社員に改めてアンケート調査を行い、平成21年12月末までに回答があったものをまとめたものが別紙の報告書である。

詳細な分析結果の報告には相当程度の時間を要するため、ここでは回答内容をできるだけそのままの状態に掲載しているが、特筆すべき数値としては、2005年10月のアンケート調査では、成年後見人として後見事務を遂行するにあたり本人が受ける医療行為に関して医療機関から同意を求められたことがあるかどうかの質問に対して、「はい」が56%で「いいえ」が44%であったのに対し、今回は「はい」が76%で、「いいえ」が24%であり、前回のアンケートと比べると、「はい」が20%増加していることである。

また、医療行為の同意を行ったことがあるかどうかの質問に対しては、73%が「はい」と回答し、成年後見人に医療行為の代行決定権を付与すべきかどうかについては、付与すべきが13%、やむを得ない場合に限定して付与すべきが62%、付与すべきでないが20%であった。

さらに、仮に医療行為の代行決定権を第三者に与えるとした場合の順位については、第1順位として配偶者、第2順位として親子、第3順位として兄弟姉妹が圧倒的な多数を占め、後見人は第4順位のその他の親族よりもさらに下位の第5順位において多数を占めたにすぎなかった。

ただし、本人が事前に代行決定者を指定することについては賛成が8割近くを占め、相談機関としての第三者機関の設置についても7割以上が賛成している。

最後に、医療行為の同意に関する法制度の制定については、新しい法律を作るべきであるが58%、成年後見関連法の改正によるべきであるが35%、その他が7%であった。

### アンケートの調査方法について

調査日は平成21年11月25日から同年12月20日まで、今までに成年後見人(保佐人・補助人を含む)就任したことがある会員(個人1925、法人8 合計1933)に対して質問用紙を郵送すると同時に会員専用のHPにも質問用紙を掲載した。有効回答数は281件であった。